

(様式1)

## 病院開設許可申請書

令和 年 月 日

堺市長 様

開設者住所 (〒 )

氏名 (法人名)

電話 ( )

FAX ( )

e-mail

[ 法人の場合は、主たる事務所の所在地  
その名称及び代表者の職、氏名 ]

下記のとおり、病院を開設したいので、医療法第7条第1項及び同法施行規則第1条の14第1項の規定により申請します。

堺市保健所受付印

手数料領収済

提出部数：2部

<p>1 開設者の住所及び氏名並びに開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときはその旨</p>	<p>開設者住所： 氏名： (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記入すること。また、開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、臨床研修修了登録証(開設者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証)の原本及び写並びに履歴書を添付すること。臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については、免許証原本及び写並びに履歴書を添付すること。)</p>		
<p>2 (ふりがな) 病院名</p>			
<p>3 開設の場所</p>	<p>(〒 )  電 話： ( ) FAX： ( ) e-mail：</p>		
<p>4 診療を行おうとする科目 (※該当する科目を記載すること)</p>			
<p>5 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外の者であるときは開設の目的及び維持の方法</p>	<p>開設の目的</p>		
	<p>維持の方法</p>		
<p>6 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨</p>	<p>(1) (病院・診療所)を(開設・管理)している。</p>		
	<p>(2) (病院・診療所)に勤務している。</p>		
	<p>(3) 上記(病院・診療所)の名称・所在地</p>		
	<p>ふりがな 名 称</p>		
	<p>所在地</p>		
	<p>(4) 本申請にかかる病院開設時にも上記の状況を継続するのか。</p>		
	<p>継続する</p>	<p>その理由</p>	
<p>継続しない</p>	<p>その方法</p>		

7 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨	ふりがな 名 称						
	所在地	(〒 )  電 話： ( )					
	理由						
8 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員 (※標準数の定めのないものについては定員のみ)		定員	標準数		定員	標準数	
	医 師			歯 科 医 師			
	薬 剤 師			栄 養 士			
	看 護 師			助 産 師			
	准 看 護 師			看 護 補 助 者			
	保 健 師		臨床工学技士		診療放射線技師		
	診療エックス線技師		臨床検査技師		衛生検査技師		
	歯科衛生士		歯 科 技 工 士		理学療法士		
	作業療法士		視 能 訓 練 士		技師装具士		
	言語聴覚士		精神保健福祉士		柔道整復師		
	あん摩マッサージ指圧師		そ の 他		計		
標準員数算定表	別紙1のとおり						
9 敷地の面積及び平面図	面 積	m <sup>2</sup>					
	平 面 図	別添第1図のとおり					
10 敷地周囲の見取図	交 通 機 関	線 駅下車 分					
	敷 地 条 件	用途地域の種類					
		防火地域の種類					
見 取 図	別添第2図のとおり						
11 建物の構造概要及び平面図	面 積	建築面積	m <sup>2</sup>	建物延床面積	m <sup>2</sup>		
	建物の構造概要	別紙2のとおり (※建物配置図が添付されていること。)					
	平 面 図	別添第3図のとおり (各室の用途を示すこと。なお、療養病床に係る病室、精神病室、感染症病室、結核病室がある場合はこれを明示すること。) エックス線装置に係る申請の場合は、上記図面に加えて管理区域を明示した隣接部の平面図 (上下階含む。) 及び使用室の詳細図(平面図、断面図)を添付すること。					

12 法定施設等の構造設備の概要	診 察 室	有・無	臨床検査施設	有・無 (外部委託 有)					
	処 置 室	有・無	給 食 施 設	有・無 (外部委託 有)					
	手 術 室	有・無	消 毒 施 設	有・無 (外部委託 有)					
	エックス線装置	有・無	洗 濯 施 設	有・無 (外部委託 有)					
	調 剤 所	有・無	高エネルギー放射線発生装置	有・無					
	分 娩 室	有・無	放 射 線 照 射 装 置	有・無					
	新生児入浴施設	有・無	放 射 線 照 射 器 具	有・無					
	機 能 訓 練 室	有・無	放射性同位元素装備診療機器	有・無					
	食 堂	有・無	放 射 性 同 位 元 素	有・無					
	浴 室	有・無	別紙3のとおり						
	談 話 室	有・無							
13 歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要	有 ・ 無	別紙3のとおり							
14 病床数及び病床種別ごとの病床数	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計	各病室の病床数	別紙4のとおり
	ごとの病床数	床	床	床	床	床	床		
<input type="checkbox"/> 「地域医療構想」のチェックリストの提出									
15 開設者が法人であるとき	定款、寄附行為又は条例を添付すること。 (法人代表者の原本証明が必要)								
16 開設予定年月日	令和 年 月 日								
17 規則第1条の14第2項の規定に該当する病院にあっては汚水排水に関する事項	別紙5のとおり								
18 予定する管理者の住所・氏名	住所： 氏名： (臨床研修修了登録証の原本及び写並びに履歴書を添付すること。臨床研修が必修化される以前に医籍又は歯科医籍登録した者については免許証の原本及び写並びに履歴書を添付すること。なお、管理者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証の原本及び写並びに履歴書を添付すること。)								

別紙1 医師、歯科医師、看護師その他の従業者の標準員数

1 入院患者数等	
(1) 1日平均入院患者数	( 人) -A
(2) (1)のうち療養病床入院患者数	( 人) -B
(3) (1)のうち感染症病床入院患者数	( 人) -C
(4) (1)のうち精神病床入院患者数	( 人) -D
(5) (1)のうち結核病床入院患者数	( 人) -E
(6) (1)のうち歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科入院患者数	( 人) -F
(7) 1日平均外来患者数	( 人) -G
(8) (7)のうち精神科外来患者数	( 人) -H
(9) (7)のうち耳鼻咽喉科外来患者数	( 人) -I
(10) (7)のうち眼科外来患者数	( 人) -J
(11) (7)のうち歯科外来患者数	( 人) -K
(12) 1日平均調剤数	( 人) -L
(13) 1日平均収容新生児数	( 人) -M
(14) 外来患者に係る取扱処方箋の数	( 人) -N
2 医師標準員数 (注1)	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院 (規則第19条)	$\frac{\{A-(B+D+F)\} + \frac{B+D}{3} + \frac{G-(H+I+J+K)}{2.5} + \frac{H+I+J}{5} - 52}{16} + 3$ <p style="text-align: right;">= 人</p>
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院で、かつ、精神病床を有する病院 (規則第43条の2) (注4)	$\frac{\{A-(B+F)\} + \frac{B}{3} + \frac{G-(H+I+J+K)}{2.5} + \frac{H+I+J}{5} - 52}{16} + 3$ <p style="text-align: right;">= 人</p>
(3) 療養病床の病床比率が全病床数の50%を超える病院に対する経過措置 (規則附則第49条)	<p>当分の間、(1)及び(2)の計算式中、「-52」は、「-36」とし「+3」は、「+2」と読み替える。</p>

3 歯科医師標準員数（注1）	
(1) 歯科専門病院の場合	$\frac{F - 52}{16} + 3 = X, \quad \frac{K}{20} = Y$ $X + Y = \quad \text{人}$
(2) その他の病院の場合	$\frac{F}{16} = X, \quad \frac{K}{20} = Y$ $X + Y = \quad \text{人}$
4 看護師（准看護師）標準員数（注2）	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院（規則第19条） （注5、6）	$\frac{A - (B + C + D + E)}{3} + \frac{C}{3} + \frac{D}{4} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} = X, \quad \frac{G}{30} = Y$ $X + Y = \quad \text{人}$
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院で、かつ、精神病床を有する病院（規則第43条の2） （注4、5）	$\frac{A - (B + E)}{3} + \frac{E}{4} + \frac{B}{4} = X, \quad \frac{G}{30} = Y$ $X + Y = \quad \text{人}$
5 薬剤師標準員数（注3）	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院（規則第19条）	$\frac{A - (B + D)}{70} + \frac{B + D}{150} + \frac{N}{75} = \quad \text{人}$
(2) 内科等5科を有する100床以上の病院等（規則第43条の2）	$\frac{A - B}{70} + \frac{B}{150} + \frac{N}{75} = \quad \text{人}$
6 看護補助者数（注2）	
(1) 法第21条第1項第1号の規定による病院（規則第19条）	$\frac{B}{4} = X, \quad X = \quad \text{人}$

【特定機能病院のみ】

医師標準員数 (規則第22条の2第1項) (注1)	$\frac{(A-F) + (G-K)}{2.5} = \frac{\quad}{8} = \quad$	人
歯科医師標準員数 (規則第22条の2第2項) (注1)	$\frac{F}{8} = X, \quad \frac{K}{20} = Y \quad X+Y = \quad$	人
看護師(准看護師)標準員数 (規則第22条の2第4項) (注2、5)	$\frac{A+M}{2.5} = X, \quad \frac{G}{30} = Y \quad X+Y = \quad$	人
薬剤師標準員数 (規則第22条の2第3項) (注3)	$\frac{A}{30} = X, \quad \frac{L}{80} = Y \quad \begin{array}{l} X < Y \Rightarrow Y \\ X > Y \Rightarrow X \end{array}$	人

注1 医師、歯科医師の標準員数の算定にあたっては、端数が生じる場合にはそのまま算定する。

注2 看護師(准看護師)及び看護補助者の算定にあたっては、それぞれ(X, Y)小数点以下を切上げるものとする。

注3 薬剤師の算定にあたっては、小数点以下を切上げるものとする。また、特定機能病院については、それぞれ(X, Y)小数点以下を切上げるものとする。

注4 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科(医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を有する100床以上の病院(「内科等5科を有する100床以上の病院等」という。)で、かつ、精神病床を有する病院をいう。

注5 産婦人科又は産科においては、看護師及び准看護師のうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、そのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

注6 表中、「D/4」とあるのは、当分の間、「D/5」とする。ただし、看護補助者と合わせた数が「D/4」となっていないなければならない。

(例) 60床の精神病床の場合、看護師及び准看護師の12人(5:1)に、看護補助者を3人加えて計15人(4:1)を配置しなければならない。(規則附則第20条)

別紙2 建物の構造概要

(1) 建物棟別構造概要

棟名	階数	延床面積	構造

注1 階数は各階ごとに記入すること。

2 延床面積は建築確認申請書の延床面積と同じ面積であること。

3 構造とは、木造、不燃材料、簡易耐火、耐火構造の別をいう。

(2) 患者の使用する廊下の幅

片廊下	最大	( ) cm	両側に居室のある廊下	最大	( ) cm
	最小	( ) cm		最小	( ) cm

注1 寸法は、内法で記載すること。

2 寸法の下のカッコ内に、病床種別を記入すること。



(3) 階段の構造概要

名称	幅	けあげ	踏面	踊り場	くぐり戸 高さ×幅	手すりの有無	屋内 屋外の別	建築基準法施行令 第123条に規定 する避難階段
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	
	cm	cm	cm	cm	×	有・無	内・外	

注1 階段の名称は、平面図にも記載すること。

2 寸法は、内法で記載すること。

3 建築基準法施行令第123条に規定する避難階段については、当該欄に○印を付すこと。

別紙3 法定施設等の構造設備の概要

(1) 診察室

記号	室名	診療科名	診察室床面積 (壁芯面積)	処置室床面積 (壁芯面積)	暖房方法	階数
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		階

注1 処置室を診察室と兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。

2 診察室と処置室を兼用する場合は、総床面積を診察室床面積欄に記載し、そのうち、処置の占める床面積を処置室床面積に記載すること。

(2) 処置室

記号	室名	診療科名	床面積 (壁芯面積)	暖房方法	階数
			m <sup>2</sup>		階

注1 処置室を診察室と兼用する場合は、診察室の欄に記載すること。

2 処置室には、機能訓練室（リハビリテーション室）、人工透析室、内視鏡室、胃カメラ室等が該当する。

## (3) 手術室

記 号					
室 名					
手術室	床 (材質)				
	壁 (材質)				
	天井 (材質)				
	給排水	有・無	有・無	有・無	有・無
	暖房方法				
	防爆設備	有・無	有・無	有・無	有・無
	手術台数	台	台	台	台
	床面積 (壁芯面積)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
準備室	手洗滅菌装置	有・無	有・無	有・無	有・無
	手術用被服	有・無	有・無	有・無	有・無
	包帯材料	有・無	有・無	有・無	有・無
	機械器具消毒設備	有・無	有・無	有・無	有・無
中央材料室	有・無				
	主な設備の概要				
防爆設備を設置しない理由					

(4) 臨床検査施設

記号	室名	床面積 (壁芯面積) m <sup>2</sup>	主たる検査項目		防火構造の適否
検査設備		血色素計	有・無	血沈管台	有・無
		上皿天秤	有・無	顕微鏡	有・無
		血球分類計算器	有・無	遠心器	有・無
		光電比色計	有・無	冷蔵庫	有・無
		その他の設備			
委託している場合		委託業者名			
		委託内容			

注1 咯痰、血液、尿、ふん便等について、通常行われる臨床検査のできるものであること。

2 防火構造とは、火気を使用する場所の周辺に露出木部がないような構造をいう。

3 臨床検査施設には、脳波室、心電図室、生化学検査室等が該当する。

4 臨床検査施設について、検体検査を委託する場合は、検体検査に係る施設を設けないことができる。ただし、夜間救急時の検査体制が確保されていること。

5 生理学的検査（心電図検査等）に係る施設については外部委託が認められない。

(5) 診療用エックス線装置及び同診療室

記号						
室名						
用途						
固定・移動・携帯の区別						
製作者名						
型式						
定格出力	変圧器式	連続	KV	KV	KV	KV
		短時間	KV	KV	KV	KV
	蓄放式	最高充電電圧	KV	KV	KV	KV
		コンデンサ容量	$\mu F$	$\mu F$	$\mu F$	$\mu F$

記号	室名	床面積 (壁芯面積)	操作室	遮へい物の材質及び厚さ					暖房方法	
				壁				床		天井
				北	東	南	西			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>							

(添付書類)

- 1 遮へい計算書、遮へい計算詳細図 (病院開設許可申請時及び一部変更許可申請時)
- 2 装置の仕様書 (型式、定格出力の確認できるもの) の写し (使用許可申請時)

## (6) 調剤所

記号	室名	床面積 (壁芯面積)	採光		換気方法
		m <sup>2</sup>	ルクス		
	調剤設備	感量10mgの天秤	有・無	調剤台	有・無
		冷暗所（冷蔵庫）	有・無	感量500mgの上皿天秤	有・無
		乳鉢・乳棒	有・無	麻薬保管庫	有・無
		薬品棚	有・無	毒薬保管庫	有・無
		その他の設備			

(7) 給食施設

室名	床面積 (壁芯面積)	構造設備			
		床	(材質)		
調理室	m <sup>2</sup>	天井	(材質)		
下処理室	( )	給排水			
上処理室	( )	照明	ルックス		
特別調理室	( )	換気方法			
盛付配膳室	( )	防火設備	有・無		
食器洗浄消毒室	( )	手洗設備	有・無		
加熱処理室	( )	冷蔵庫	有・無		
倉庫	m <sup>2</sup>	機器等	別添厨房詳細図のとおり		
穀類	( )				
野菜	( )				
調味料	( )				
その他	m <sup>2</sup>	事務室	有・無	更衣休憩室	有・無
		職員食堂	有・無	患者食堂	有・無
		厨房職員専用 便所	有・無		
計	m <sup>2</sup>				

委託している場合	委託業者名	委託内容

注 給食施設について、調理業務又は洗浄業務を委託する場合は、それぞれの業務に係る施設を設けないことができる。ただし、加熱等の調理作業に必要な設備については設けなければならない。



## (8) 消毒施設（被服・寝具等）

記号	室名	床面積 (壁芯面積)	消毒方法	委託する場合	
				委託業者名	委託品目
		m <sup>2</sup>			

注 消毒施設については、繊維製品の滅菌業務を委託する場合は、繊維製品の滅菌業務に係る施設を設けないことができる。ただし、その他の業務については、施設を設ける必要がある。

## (9) 洗濯施設

	施設の有無	委託する内容	
		委託業者名	委託品目
病院用	有 ・ 無		
患者用	有 ・ 無		

注 洗濯施設については、寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、寝具類の洗濯の業務に係る施設を設けないことができる。ただし、その他の業務については、施設を設ける必要がある。

## (10) 分娩室

記号			
室名			
床面積 (壁芯面積)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
分娩台数	台	台	台
入浴施設	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
暖房方法			

## (11) 新生児入浴施設

記号	室名	床面積（壁芯面積）	暖房方法
		m <sup>2</sup>	

<療養病床を有する場合のみ>

(12) 機能訓練室

記号	室名	床面積	主要構造	設備概要
		$m^2$ ( $m^2$ )		

(13) 食堂

記号	室名	床面積	主要構造	階数
		$m^2$ ( $m^2$ )		

(14) 浴室

記号	室名	床面積	主要構造	浴室の概要
		$m^2$ ( $m^2$ )		

(15) 談話室

専用	床面積	$m^2$ ( $m^2$ )
	主要構造	
共用	共用する部屋の室名	

注1 床面積は、上段に壁芯面積を記載し、下段の（ ）に内法面積を記載すること。

2 主要構造には、鉄筋コンクリート、簡易耐火、木造等の別を記載すること。

## (16) 歯科技工室

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	設備状況		
			換気設備	防塵設備	防火設備
設備の概要		防音装置	有・無	電機掃除機	有・無
		防火装置	有・無	分別ダストボックス	有・無
		消火器	有・無	防塵用マスク	有・無
		照明設備	有・無	模型整理棚	有・無
		空調設備	有・無	書籍棚	有・無
		給排水設備	有・無	救急箱	有・無
		石膏トラップ	有・無	吸塵装置	有・無
		空気清浄機	有・無	歯科技工用作業台	有・無
		換気扇	有・無	材料保管棚(保管庫)	有・無
		技工用実体顕微鏡 (マイクロスコープ)	有・無	薬品保管庫	有・無
		その他の設備			

(17) 診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室

区 分		1	2
ベータトロン・直線加速器の別			
製 作 者 名			
型 式			
定格出力 最大エネルギー	電 子 線	Me V	Me V
	エックス線	MV	MV
エックス線装置の併設		有 ・ 無	有 ・ 無

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ						暖房方法
			壁				床	天井	
			北	東	南	西			
	操作室	m <sup>2</sup>	—	—	—	—	—	—	

(18) 診療用放射線照射装置及び同使用室

区	分	1	2
製	作	者	名
型	式		
装備されている 放射性同位元素	種類		
	数量 (B q)		
エックス線装置の併設		有 ・ 無	有 ・ 無

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ					床	天井	暖房方法
			壁							
			北	東	南	西				
	操作室	m <sup>2</sup>	—	—	—	—	—	—		



(20) 放射性同位元素装備診療機器及び使用室

区	分	1	2
製	作	者	名
型	式		
装備されている 放射性同位元素	種類		
	数量 (B q)		
用	途		

記号	室名	床面積 (壁芯面積) m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ				床	天井	暖房方法
			壁						
			北	東	南	西			
建築物の主要構造物			耐火構造 ・ 不燃材料						

(21-1) 診療用放射性同位元素(治験薬)及び使用室・治療病室

放射性同位元素	種類			
	形状			
年間使用予定数量 (MBq)				
3月間最大使用予定数量 (MBq)				
1日最大使用予定数量 (MBq)				
最大貯蔵予定数量 (MBq)				

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ					暖房方法	
			壁				床		天井
			北	東	南	西			
	準備室								
	体外計測室								
	貯蔵室								
	保管廃棄室								
建築物の主要構造物			耐火構造 ・ 不燃材料						



(21-2) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(治験薬)及び使用室・治療病室

放射性同位元素	種類			
	形状			
年間使用予定数量 (MBq)				
3月間最大使用予定数量 (MBq)				
1日最大使用予定数量 (MBq)				
最大貯蔵予定数量 (MBq)				

記号	室名	床面積 (壁芯面積)  m <sup>2</sup>	遮へい物の材質及び厚さ					暖房方法	
			壁				床		天井
			北	東	南	西			
	陽電子準備室								
	陽電子処置室								
	陽電子待機室								
	陽電子診察室								
	貯蔵室								
	保管廃棄室								
建築物の主要構造物			耐火構造 ・ 不燃材料						

(22) 精神・結核又は感染症病室がある場合、特に設ける施設又は設備

	設 備	内 容
精神病室	危害防止設備	
	保 護 室	
感染症病室 結核病室	感染予防設備	
	消 毒 設 備	

別紙4 病室別病床数等

病棟名	病室名	病床種別	病床数	床面積	有効内法床面積	1床あたり床面積	採光面積	直接外気開放面積	暖房設備の有無
			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
小計				—	—	—	—	—	—
			床	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
小計				—	—	—	—	—	—
合計				—	—	—	—	—	—

注1 病棟ごとに小計を記入すること。

2 ICUについては、地方社会保険事務局において特定集中治療室管理にかかる届出が受理されている場合には、室名の下に「施設基準届出」と記載すること。

別紙5 病院の汚水排出に関する届出書

		1	2	3
汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称	種類			
	名称			
汚水を排出しようとする場所	排出口の所在地			
	河川の場合、右岸・左岸の別			
汚水排出方法	ポンプ排出・自然排出の別			
	排出口の構造概要			
排出しようとする汚水の量	通常	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
	最大	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日
排出しようとする汚水の水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	P.P.M	P.P.M	P.P.M
	水素イオン濃度 (P.H)			
	浮遊物質 (S.S)	P.P.M	P.P.M	P.P.M
	その他			
排出しようとする汚水の処理方法	汚水処理方法			
	処理施設の名称			
	処理能力			
汚水排出経路概要図 (汚水処理系統を含む)		別紙図面のとおり		